

平成 23 年度第 4 回仁淀川町農業委員会会議録

1. 平成 23 年度第 4 回仁淀川町農業委員会を平成 23 年 11 月 28 日仁淀多目的研修集会施設 2 階会議室に召集する。

委員定数 21 名

現委員 21 名

2. 出席委員 18 名

(事務局) 3 名

欠席委員 3 名

3. 議案

議案第 9 号…農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について (4 件)

議案第 10 号…農地法第 3 条 1 項の規定による許可申請書審議について (1 件)

議案第 11 号…非農地証明願の審議について (3 件)

その他

開会 午後 1 時 30 分

事務局 (●●) 平成 23 年度第 4 回農業委員会総会の開会宣言

会長 挨拶

本日の出席数は 18 名、在任委員 21 名で過半数に達しており会は成立

本日の署名委員 (●●●● ●●●●) を指名し、議案の審議に入る。

議案第 9 号

(農地法第 3 条の規定による許可申請の審議について)

○受付第 11 号 (所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、香美市●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●兼農業
土地の所在は、●●●●番 台帳・現況とも畑 面積 16 m²
譲渡理由は、売買となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11月3日に譲渡人の●●●●さんにとって確認をとる。11月5日に譲受人●●●●さん、
事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

○受付第12号（所有権移転）

[事務局●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●
譲受人は、同じく仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業
土地の所在は、●●●番 台帳・現況とも畑で、面積 95 m²
譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11月18日に、譲受人●●●●さん、事務局立会のもと、現地確認を行う。またこの案件は
親から子への贈与となっております。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作をすることを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が合わせて10アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、賛成多数により許可と決定する。

○受付第 13 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●●●●番の●●●●さん、●●歳、●●
譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業
土地の所在は、●●●番 面積 42 m²
台帳地目は田ですが、現況は畑となっています。
譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11 月 18 日に譲受人●●●●さん、事務局立会のもと、現地確認を行う。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、賛成多数により許可と決定する。

○受付第 14 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業
譲受人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業
土地の所在は、●●●番 21 m²
同字●●番 206 m²
同字●●番 348 m²
同字●●番 44 m²
以上 4 筆合計 619 m²

全て台帳地目は田ですが、現況は全て畑となっております。
譲渡理由は売買となっています。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11月18日に譲受人●●●●さん、事務局立会のもと、現地確認を行う。この土地は、先ほどの土地に隣接した土地となっています。

1. 権利を取得する●●●●さんは、町内在住であることを確認。
2. 現地は、農地であることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、取得後3年間以上耕作することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
6. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が10アールに達していることを確認。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、賛成多数により許可と決定する。

議案第10号

(農地法第3条1項の規定による許可申請意見決定の審議について)

○受付第8号(所有権移転)

[事務局 ●●説明]

譲渡人は、仁淀川町●●●番地の●●●●さん、●●歳、農業

譲受人は、高知市●●●番地の●●●●さん、●●歳、●●●兼農業

土地は、10筆ありまして

●●●●番	面積 260 m ²
同字●●番	面積 69 m ²
同字●●番	面積 82 m ²
同字●●番	面積 346 m ²

以上の4筆は台帳現況とも田となっております。

次に

●●●●番	面積 1,125 m ²
同字●●番	面積 1,820 m ²
●●●●番	面積 242 m ²
●●●●番	面積 305 m ²
同字●●番	面積 326 m ²
同字●●番	面積 360 m ²

以上の6筆は台帳現況とも畑となっております。

合計 10 筆の面積は 4,935 m²で、
譲渡理由は贈与となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

11 月 17 日に、譲渡人●●●●さん、事務局立会のもと、現地確認を行う。

1. 現地は、農地であることを確認。
2. 権利を取得する●●●●さんは、取得後 3 年間以上耕作をすることを確認。
3. 権利を取得する●●●●さんは、農業経営に必要な農作業に常時従事することを確認。
4. 権利を取得する●●●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認。
5. 権利を取得する●●●●さんは、取得後において農地の合計面積が 10 アールに達していることを確認。

以上により、所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員異議なく許可と決定する。

議案第 11 号

(非農地証明願の審議について)

○受付第 4 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高松市●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●番

台帳地目は畑ですが、現況は山林 面積 40 m²

昭和 60 年から山林となっており、次のページの写真の状況となっております。

[地区担当農業委員 ●●●●委員]

10 月 31 日に申請人●●●●さん、事務局●●さんと現地確認を行う。現地は写真のとおり、20 年生の植林となっており、農地への復元は無理な状況となっている。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

○受付第 5 号

[事務局 ●●説明]

申請人は、高知市●●●番地の●●●●さん

土地の所在は、●●●番

台帳地目は田ですが、現況は山林 面積 72 m²

昭和 46 年から山林となっており、2 枚めくっていただいた写真が現地の状況です。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

申請人より依頼を受けている地区の区長と事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。現地は写真のとおり、植林となっており、●●集落上部の一角が植林となっている中にあります。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

○受付第 6 号

〔事務局●●説明〕

申請人は、神戸市●●●番の●●●●さん

土地の所在は、●●●番 面積 59 m²

同字、●●番 面積 13 m²

同字●●番 面積 152 m²

以上 3 筆 合計 224 m²

台帳地目は全て畑ですが、現況は宅地となっています。

昭和 61 年から家屋と駐車場となっており、3枚めくっていただいた写真が現地の状況です。

〔地区担当農業委員 ●●●●委員〕

11 月 18 日に事務局●●さん立会のもと、現地確認を行う。現地は写真のとおり、家屋と駐車場となっており、農地への復旧は困難と認めました。

この件については、全員異議なく非農地と承認する。

その他

1 仁淀川町農業委員会委員選挙の日程について

仁淀川町選挙管理委員会担当の●●より、来年 1 月 16 日選挙告示の農業委員会選挙日程について説明がある。

2 農地の利用状況調査について

事務局●●より、農地の利用状況調査について説明する。

また、来年度補助事業を導入し、本格実施することが決議される。

3 全国農業新聞の普及について

会長より、全国農業新聞に各委員に新聞購入を呼び掛ける。

会 長 以上で平成23年度第4回農業委員会を閉会する。

閉会 午後2時30分

上記の会議の次第は、事務局職員●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員